

令和4年度JAS等の国際標準化支援委託事業
のうち「国際規格への提案に至ったJAS等」
の
国際標準化支援委託事業
成果報告書（概要版）

令和6年3月



標準化で、世界をつなげる。

一般財団法人

日本規格協会

SINCE 1945

目次

1.1	はじめに	1
1.2	事業内容	1
1.3	選定テーマ及び対応組織.....	1
2.1	【テーマ 1】 生鮮水産物の新鮮度の試験方法の国際標準化に係る調査等	3
2.2	【テーマ 2】 災害食の品質要求事項に関する国際標準化	5
2.3	【テーマ 3】 JAS の国際認知度向上・普及のための調査等－大豆ミート食品類の JAS	6
2.4	【テーマ 4】 JAS の国際認知度向上・普及のための調査等－低たん白加工処理玄米の包装米飯の JAS.....	8

1.1 はじめに

JAS については、「食料・農業・農村基本計画」（令和 2 年 3 月 31 日閣議決定）において、農業・食品産業の競争力の強化を図り、食料供給の基盤を維持・強化するため、JAS の国際標準化を進めることとされている。また、日本の事業者にとって取り組みやすい規格を国際標準化することによって、日本の事業者が世界で活躍しやすい環境を作り、農林水産物・食品の輸出力強化につなげるため、令和 4 年 10 月に施行された 改正 JAS 法（日本農林規格等に関する法律）において、国は JAS が国際標準となるよう努めなければならない旨規定されたところである。

このため、これまでの JAS 等の国際標準化に向けた支援の成果を活かしつつ、着実に国際標準化を加速化させるため、①実際に国際規格への提案に至った JAS 等が、着実に国際標準となるようロビイング活動や国際会議での意見を受けた新たなデータ収集等の活動、②JAS 等の国際認知度向上・普及のために必要な調査等を行うことを目的として本事業を実施した。

1.2 事業内容

本事業においては、国際規格への提案に至った JAS 等（テーマは農林水産省によって選定。次項参照。）について、国際標準化が着実に進むよう、農林水産省と協議のうえ、以下の取組みを行った。

① プロジェクトチームの編成

JAS 等の国際標準化に向け、農林水産省と協議のうえ、テーマごとに、再委託先と連携しながら、必要に応じて業界団体、事業者、実需者、学識経験者、研究機関、農林水産省、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）等で構成するプロジェクトチームを編成して各テーマの活動の方向性を検討しながら活動を行った。

② 調査・国際提案・普及活動など

テーマごとに、海外出張・オンライン会議を開催するなどして、関係国・関係機関とのネットワーク構築・調整等を行った。

ISO（国際標準化機構）への国際提案が間近に迫ったテーマについては、ISO への提案書のブラッシュアップ、各国へのロビイング活動などに努め、成果を挙げた。その他のテーマについても、当該テーマの最適な国際標準化に向けた具体的な提案方法を探るために、海外の実態調査、認証制度等の提案の仕組みの調査を行うとともに、JAS 等の認知度向上に努める活動などを行った。

1.3 選定テーマ及び対応組織

農林水産省は、本事業について次表に示すテーマを選定した。

なお、(*)の付記のある組織は、個別テーマ分野において専門性を有する組織であり、一般財団法人日本規格協会からの再委託先として専門的な見地からの取組みを行った。一般財団法人日本規格協会は、これらの組織に対して、「(国内・国際における)規格化」に関する

専門性をもつ立場から支援を行った。

表 選定テーマ名及び対応組織名

テーマ名	組織名
【テーマ 1】 生鮮水産物の新鮮度の試験方法 の国際標準化に係る調査等	再委託： 国立研究開発法人水産研究・教育機構(*) 支援： 一般財団法人日本規格協会
【テーマ 2】 災害食の品質要求事項に関する 国際標準化	一般財団法人日本規格協会
【テーマ 3】 JAS の国際認知度向上・普及のた めの調査等－大豆ミート食品類 の JAS	再委託（海外調査）： 大塚食品株式会社(*) 支援： 一般財団法人日本規格協会
【テーマ 4】 JAS の国際認知度向上・普及のた めの調査等－低たん白加工処理 玄米の包装米飯の JAS	再委託： 一般社団法人メディカルライス協会(*) 支援： 一般財団法人日本規格協会

2.1 【テーマ1】生鮮水産物の新鮮度の試験方法の国際標準化に係る調査等

(1) 本年度の事業概要

水産物の鮮度試験法については、JAS 規格化に向けての活動が行われ、令和 3 年度に JAS 規格化された（「魚類の鮮度（K 値）試験方法—高速液体クロマトグラフ法」、令和 3 年度、JAS0023）。鮮度試験法の国際標準化に向けては、令和 2 年度産業標準化推進事業委託費（経済産業省、単年度事業）において「生鮮魚介類の科学的鮮度評価法に関する国際標準化調査」を実施した。鮮度指標の国際標準化によるコールドチェーン関連機器や鮮度測定デバイスのセンサ開発のような鮮度関連産業の海外展開の促進を目的に、国内外での鮮度評価法に関する技術調査や、欧州でスタンダード化している Quality Index Method (QIM) 法と JAS 化を目指している K 値の鮮度指標としての性能比較を行い、生食可能な高鮮度の水産物の鮮度判定に優れた K 値を我が国から世界に向けて発信すべきであると結論づけた。令和 2 年度には、約 60 名が参加した Web 意見交換会を開催して、調査結果を水産流通企業や関連団体等に提供した。このような取り組みも踏まえて、令和 4 年度には国際標準化に向けた企画案検討委員会を組織し、ISO の提案先（TC/SC）の検討や提案内容の検討、国内の輸出関連業者への聞き取り調査による K 値の活用可能性の検討などを行った。

さらに、令和 5 年度は、令和 4 年度で検討した提案先（TC34：食品）への提案に向けて、TC34 の P メンバー国を中心として、同規格の主なユーザーとなり得る研究者・技術者等にアプローチし、協力者を得る活動を行うとともに、同メンバー国を中心として、本規格を ISO 化することによるメリットについて調査を行った。これらを踏まえて、海外の協力者（エキスパート候補）や国内関係者とともに規格案や TC34 総会における発表内容などを検討し、TC34 総会において Conference の開催や総会本会議における発表を行った。

(2) 本年度の実施内容及び成果概要

K 値測定法の JAS 規格化に取り組んだ委員を中心に、ステークホルダー企業や関連団体から有識者を集め、規格案検討委員会を組織した。2 回の委員会を開催し、第 1 回では、今年度の計画について昨年度の実績を元に議論し、本年度の活動計画が承認された。

本計画を元に、今年度は、複数の国際会議の枠組みを活用して K 値に関するワークショップの開催、TC34 の P メンバー国のエキスパート候補へのコンタクトなどを行い、それら関係者とワーキンググループ（WG）を結成して、複数回、提案内容の説明・先方からの感触を伺うなどの活動を行った。

また、EY ストラテジー・アンド・コンサルティングに対して、「TC34 メンバー国等における流通・消費実態と、本規格案の活用の可能性についての調査並びに、ISO への提案様式である Form 4 に必要な記載事項についての調査、報告書の作成及び会議等への参加。」を業務として再委託し、必要な情報の提供や会議への参加などを実施した。

2024 年 1 月には、TC34 の国内審議団体である FAMIC がホストとなって開催された TC34 総会（2024 年 1 月、於：さいたま県）に参加し、K 値の測定法の規格化に関する conference を開催し、さらにロビー活動を行って参加各国に理解を求めるとともに、総会本会議におい

て"future work"として K 値試験法の規格化に関するプレゼンテーションを行った。

その結果、TC34 において、将来の日本からの K 値の提案自体について、歓迎する旨の決議がとられた。なお、提案先については問題提起があり、今後、調整を要する。

(3) 今後の進め方

TC34 総会の決議での問題提起を受けて、日本は、本件の提案先を再検討し、必要に応じて国内での調整を行い、国内体制を整えたうえで、あらためて本件の提案を行う必要がある。

2.2 【テーマ2】災害食の品質要求事項に関する国際標準化

(1) 本年度の事業概要

災害時の食の備えは、これまで公的な備蓄においては、調達者（購入者）と喫食者（被災者）が異なり、調達者（購入者）のニーズである備蓄期間などの条件が重視され、喫食者（被災者）のニーズへの質的配慮まで及ばなかった。また、家庭備蓄においては、公的備蓄の基準を参考に購入が検討されてきた背景がある。このような状況を改善するために、我が国が培ってきた多様な自然災害の被災経験を生かし災害時の食の提供に関わる様々な条件（食品加工時の条件、喫食対象者、被災地の調理条件、物流、提供サービスなど）を整理し、規格に反映させ、国際規格の形に取りまとめることが必要である。

(2) 本年度の実施内容及び成果概要

日本でまとめた災害食が備えるべき品質基準の規格案を ISO/TC34 事務局へ送付し、2023 年 7 月から 10 月の期間で NP 投票が実施された。この投票にあたり、NP の承認を確実にするべく、4 月～6 月には P メンバー国を中心にエキスパート参加の勧誘を行った。その結果、NP は承認となり、積極的にエキスパートを出す回答した国も 16 か国となった。また、このプロジェクトは、ISO/TC34/WG25（緊急・危機的状況における食料安全（保障））に割り当てられた。

第 1 回目の WG25 会議は、日本で開催される ISO/TC34 総会のタイミングと合わせて、令和 6 年 1 月 16 日にハイブリッド形式で開催した。この会議に合わせ、規格の対象となる災害食の試食を実施し、どのようなものを標準化したいのかを認識してもらう機会とした。また、災害食の賞味期限設定にも影響があるローリングストックの概念についても、チラシを配布した。

WG の会議では、スコープに関して活発な意見が出たため、それらに応じて提案時の原案を修正して WD1 を作成することとした。

(3) 今後の進め方

1 月の会議の結果を受け、WD1 を WG メンバーへ配付し、コメント募集を実施する。その後、令和 6 年 4 月～5 月に次回の会議を設定することが決まっている。令和 6 年度中には、ISO/TC34/WG25 の会議をオンラインで 3～4 回実施し、CD 登録を目指す。また、日本国内では、災害食国際規格分科会において国際 WG から出てきたコメントへの対応を検討し、災害食国際規格委員会、ISO/TC34 国内対策委員会へ報告しながら国内の意見を取りまとめていく予定である。

2.3 【テーマ 3】 JAS の国際認知度向上・普及のための調査等—大豆ミート食品類の JAS

(1) 本年度の事業概要

ISO/TC34/WG26 (Plant-based foods)、Codex の植物ベースの代替たん白質に関する議論を注視しながら、大豆ミート食品類の国際標準化の可能性について検討するとともに、諸外国における認知度向上・普及を目指す。

(2) 本年度の実施内容及び成果概要

(2) -1 本年度の実施内容

大豆ミート食品類 JAS の諸外国における認知度向上・普及を目的として、以下の活動を行った。

① 大豆ミート食品類の啓発活動及び情報収集

海外市場の調査を行い、大豆ミート食品類 JAS の輸出拡大の可能性を検討する。

※ 本調査は大塚食品株式会社へ再委託。

② 大豆ミート食品類の国際標準化に向けた検討

国内有識者による委員会を JSA 内に設置し、当該の JAS の国際標準化に向けた可能性や課題等を検討する。

③ 関連する ISO 活動の情報共有

ISO/TC34/WG26 で検討中の ISO/CD 8700 “Plant-based foods—Terms and definitions”の開発状況

(2) -2 成果概要

① 大豆ミート食品類に関する海外市場調査

諸外国における大豆ミート食品類認知度向上・普及のための海外市場調査として、米国を対象とし、国際展示会（CES 2024）の視察及び出展者等との意見交換、スーパーマーケット及び外食産業における流通の状況についての調査を行った。結果の概要は次のとおり。

【調査結果のまとめ】

- Plant-based meat 市場規模は増加している。2020 年からは横ばい～微増。
- 大豆を使った Plant-based 肉代替製品はブランド、ラインナップとも豊富。ただし、Soy を強調した製品はほとんど無く、逆に Soy を使用していない場合は“Soy Free”を訴求している。現状での米国市場では、Soy は食品としての概念は薄く、他原料に対して優位性を持つことはないと推察される。
- 米国消費者には、Plant-based 製品で、使用されるたんぱく質の由来や種類は特に重要視されていないのが現状。
- Soy 原料のたんぱく質含量、栄養学的価値（アミノ酸スコア等）、日本料理やアジア料理に使用される各種調味料との相性が、他の植物性たんぱく質源、或いは動物性たんぱく

質源との差別化に成り得るかどうか、『Soy 訴求』の消費者への魅力度を高められるポイントとなると考察する。

② 大豆ミート食品類の国際標準化に向けた検討

JAS0019:2022「大豆ミート食品類」を国際（ISO）提案する場合の課題について整理し、国際化の可能性について審議を行った。審議の過程で、以下の意見を共有した。

- ・国際化にあたっては、日本が示せる何らかの強みがないと意味がない。日本の強みを発揮できることを国際規格として提案することが大事であり、もし、国際規格として受け入れられない、という結論になるのであれば、JAS として世界に広めていくことも考えるべき。
- ・植物性食品関係の規格を作ろうとするとヨーロッパ勢には勝てないのが現状であり、いきなり ISO にもっていくのは得策ではない。まずは、JAS のままで PR し、JAS の良さを確認し、賛同してくれる国を探すことが第一歩。

③ ISO/TC34/WG26 活動情報

ISO/TC34/WG26 で開発中である ISO/CD 8700 Plant-based foods—Terms and definitions の経緯、進捗状況について情報を共有した。

(2) -3 成果のまとめ

今回の米国での市場調査の結果で、大豆ミート食品についての需要はあることが確認できた。ただし、今後、国際化を検討し、輸出拡大を推進するためには、日本ならではの品質（美味しさ、高品質等）を活かせるような提案を考え、まずは、各国の賛同が得られる活動を進める必要がある、との結論に至った。このためには、海外の市場を継続的に注視する必要があり、これまでは米国及び EU 圏を調査してきたが、今後は、大豆の起源であり、日本同様、古くから大豆を食に取り入れている食文化があるアジア圏の調査が必要との意見を共有した。

(3) 今後の進め方

日本食品は、品質管理が徹底され海外でも評価されている。このような日本の良さを生かした海外展開を考えていく必要がある。

2.4 【テーマ 4】 JAS の国際認知度向上・普及のための調査等—低たん白加工処理玄米の包装米飯の JAS

(1) 本年度の事業概要

低たん白加工処理玄米の包装米飯の JAS の国際認知度向上・普及に向けた各国の規制に関する調査として、米国及びカナダにおける食品の機能性に係る表示（ヘルスクレーム）の制度を調査した。

(2) 本年度の実施内容及び成果概要

(2) -1 米国 FDA「Reductions of Disease Risk Claims」のガイドラインの調査

米国におけるヘルスクレームは、食品医薬品局（FDA）の審査を受け、食品又は食品成分が疾病または健康関連状態のリスクを低減する可能性があることを示すために、食品に表示することが認められたものである。科学的証拠の裏付けをもって、物質（特定の食品成分または特定の食品）と疾病又は健康関連状態（高血圧など）との関係の特徴付けるために、従来の食品および栄養補助食品に表示することができる。

○申請の手順

① 申請書類の準備・提出

- 申請書には、申請責任者の知る限りにおいて、提案された健康強調表示の評価に適切であることが判明している有利な情報だけでなく不利な情報も含み、代表的でバランスの取れた申請書である旨の、申請責任者の署名入り声明文を添付しなければならない。
- 申請書の一部として、対象分野の専門知識を有する外部パネルの所見とその根拠を含めることができる。公表された情報への言及は、別刷りまたはそのような情報の読みやすいコピーを添付しなければならない。（ただし、臨床調査報告書、副作用報告書、製品体験報告書、消費者からの苦情、その他類似のデータおよび情報については、氏名および製品の使用者を特定する情報、ならびに氏名および医師、病院、その他の機関など報告書に関係する第三者を特定する情報を削除したものとする。）

② 審査

- FDA が申請書を受領してから 15 日以内に、申請者は申請書を受領した日を書簡で通知される。この通知によって、申請書が審査中であることが申請者に通知される。
- 申請書を受領した日から 100 日以内に、FDA は申請者に対し、申請書が包括的審査に付されたこと、または却下されたことを書簡で通知する。申請書が却下された場合、通知書にその理由が記載される。
- 包括的審査に付された場合、上記の通知書の日付が申請日となる。FDA がこの 100 日以内に対応しない場合、FDA と申請者が相互に延長を合意しない限り、申請は却下されたものとみなされ、申請書は一般に公開されない。

- 上記の申請日から 90 日以内に、FDA は申請者への通知書により、申請を却下するか、あるいは申請されたヘルスクレームの使用を規定する規制案が連邦官報に掲載されることを通知する。FDA が申請日から 90 日以内に行動を起こさない場合、FDA と申請者が相互に延長を合意しない限り、申請は却下されたものとみなされる。

③ 承認

- 規制案が連邦官報に掲載されてから 270 日以内に、FDA はヘルスクレームの使用を許可するか、または許可しないと決定した理由を説明する最終規則を公表する。理由があれば、FDA は最終規則を公表する期間を 2 回まで延長することができる。FDA は各延長の通知を連邦官報に掲載する。その文書には、延長の根拠、延長期間、最終規則を公表する日付が記載され、その日付は申請書を受領した日から 540 日以内とする。適切な情報は、FDA に提出され、FDA のファイルに保管されているそのような情報への具体的な言及に基づいて、申請書に組み込まれ、申請書の一部として考慮される。そのような情報には、対象分野の専門知識を有する外部パネルの所見とその根拠を含めることができる。公表された情報への言及は、別刷りまたはそのような情報の読みやすいコピーを添付しなければならない。

(2) -2 カナダ「Canada FDR disease risk reduction claims」ガイドラインの調査

カナダにおけるヘルスクレームは、連邦政府の公衆衛生担当部局であるカナダ保健省（Health Canada）によって規制されている。ヘルスクレームの目的は、食品の潜在的な健康効果に関する正確な情報を消費者に提供することである。ヘルスクレームには、食品の栄養成分に関する一般的な記述から、疾病リスク低減への影響に関する具体的な主張まで、さまざまなものがある。ヘルスクレームの規制は、真実性、正確性、科学的根拠の裏付けを保証するものである。

○申請の手順

- ① 提出書類の準備：製造業者は、疾病リスク軽減の主張を裏付ける科学的根拠を含む包括的な添付文書を作成しなければならない。提出書類には、製品の処方、使用目的、具体的な健康上の利点に関する詳細を含める必要がある。
- ② カナダ保健省への提出：申請書類が完成したら、メーカーは審査のためにカナダ保健省に提出しなければならない。提出は、カナダ保健省のオンライン・ポータルを通じて電子的に行うことができる。
- ③ 審査：カナダ保健省は、提出された申請書類について徹底的な審査を行い、疾病リスク軽減の主張が科学的根拠によって裏付けられ、規制基準に適合していることを確認する。審査プロセスは、提出書類の複雑さによっては数ヶ月かかることもある。
- ④ 承認の通知：申請書類がカナダ保健省の定める要件を満たしている場合、製造業者は承認の通知を受け取る。この承認により、製造業者は自社の食品について疾病リスク軽減を謳うことができる。

(3) 今後の進め方

米国 FDA のヘルスクレームの承認を得ることが、米国のみならず、アジア諸国や欧州諸国の市場においても影響力が大きいものであれば、その承認を得ることで、認知度向上・普及を進める後押しとなる可能性がある。

以上